

2016年11月14日

各位

土木学会 副会長・国際部門担当理事
学術交流基金管理委員会
委員長 霜上 民生

**土木学会会員への一般公募による
国際ジョイントセミナー・国際シンポジウム等への助成（応募案内）**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

公益信託土木学会学術交流基金は、土木学会創立75周年の記念事業の一環として寄せられた募金を出捐し、土木学会を委託者、三菱UFJ信託銀行を受託者として設立されたもので、土木学会の行う様々な国際交流を促進するための助成を行っております。

2016年度には、土木学会内の調査研究委員会や国際センター国際交流グループへの助成に加えて、会員への一般公募により実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等への助成制度を創設しました。

また、来年度（2017年度）からは、この一般公募枠を拡充し、下記の三本立てとして募集を行います。

1. 創設記念あるいは5年以上の周年記念イベント的な企画、特別企画的なもの
2. 第8回CECAR（2019年4月、東京で開催）への支援を柱として、来年度より3か年のプログラム的な取組みで、3年目をCECARでのSpecial Session（日本人が、ChairまたはOrganizerであることが必須）を行う案件
3. アイデア募集を含めて、日本人の国際化に資するイベント

これらに対し、助成額を増額して助成を行うことにしています。その場合の助成額の総額は400万円を予定しています。ふるってご応募ください。

詳しくは、学術交流基金管理委員会のホームページ(<http://committees.jsce.or.jp/iefund/>)をご覧ください。

敬具

記

○応募要領

1. 申込方法

下記注意事項をご参照いただき、所定の助成申請書（Public_Application_Form2017.doc）に記入の上、下記提出先にE-Mailにてご提出ください。

2. 注意事項

- 1) 2017年度助成額につきましては、1件あたりの上限は200万円以下を予定しております。
- 2) 採択された場合は、事業終了後、その成果報告として所定の様式の報告書とともに、土木学会誌・国際センター通信等へ報告記事（和・英）の原稿を作成していただきます。

3. 申請書提出締切：2017（平成29）年1月18日（水）※必着

4. 審査手順とスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------|
| 2017（平成29）年2月3日（金） | ヒアリング実施 |
| 2017（平成29）年2月10日（金） | 助成先候補の審議 |
| 2017（平成29）年3月下旬 | 助成先の承認 |
| 2017（平成29）年4月3日（月） | 助成の内示 |

5. 申請書提出先・問合せ先

公益社団法人土木学会 国際センター 片山

TEL：03-3355-3452 FAX：03-5379-0125 E-Mail：katayama@jsce.or.jp

以上

公益信託土木学会学術交流基金 一般公募 助成申請書

土木学会学術交流基金管理委員会 委員長 霜上民生 殿

(申請者記入)

年 月 日

申請者	氏名		会員番号	
	連絡先	TEL: ()	E-mail:	
行事名				
*相手側学協会・海外分会				
開催地	国名:	都市名:		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)			
概要				
申請額** (全体事業費)	合計 _____,000 円 (_____,000 円)	内 訳	講師派遣旅費	_____ ,000 円
			会議開催費用 (印刷費等)	_____ ,000 円
			その他	_____ ,000 円
申請理由 (国際戦略、目的、期待される成果、等)				
その他 (相手側との連絡状況***等)	※土木学会の海外分会がある国で実施する場合は、連携をとって準備、実施してください。			

- * : 土木学会と協力協定を締結しているか否かは問いません。また、採択された場合には、確実に実施可能である必要があります。
- ** : 1件あたり 200万円以内です。
- *** : 可能であれば、先方との連絡状況を示す手紙、E-mailの写しを添付して下さい。

審査結果 (学術交流基金管理委員会記入)	
--------------------------------	--

(学術交流基金管理委員会記入)

採択の可否: 可 否	助成金決定額: _____,000 円
------------	---------------------

（CC3-6）一般公募によるジョイントセミナー、国際シンポジウム等募集要項

（平成28年1月22日 制定
平成28年5月27日 改正）

（総則）

第1条 本募集要項は、土木学会学術交流基金管理委員会規則第3条第2項に定める各事業の実施要項とは別に、二国間／多国間技術・学術交流支援実施要項第6条第7項記載の助成候補者の募集に係る基本的な事項を定める。

- 2 事業の実施にあたっては、事業の有効性、実行性、土木学会本部予算との明確なすみ分けに留意するとともに、公益信託土木学会学術交流基金運営委員会からの指摘事項に配慮するものとする。
- 3 事業の形骸化を防ぐため、3年に一度、本募集要項の見直しを行う。

（助成対象）

第2条 助成対象となる事業は、二国間／多国間技術・学術交流支援事業のうち、土木学会会員への公募により国内、国外で実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「一般公募JS/IS」という。）とする。

- 2 一般公募JS/ISは、創設記念あるいは5年以上の周年記念イベント的な企画、特別企画的なものを対象とし、その成果が土木工学の展開に貢献すると期待できるものとする。毎年行われるようなイベント的な企画は対象としない。

（助成候補者の募集）

第3条 一般公募JS/ISには、土木学会会員であればだれでも応募することができる。

- 2 学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）は募集に際して、土木学会誌、土木学会ホームページ等に案内を掲載するものとし、11月上旬に募集を開始し、翌年1月末を期限とすることを原則とする。
- 3 助成候補者の募集にあたって、委員会が主たる目標（例：学生の相互交流など、日本人の国際化に資する事項）を特記する場合には、応募者はそれに配慮する。
- 4 助成候補者の募集にあたって、委員会がテーマ（例：防災・減災、メンテナンス・長寿命化、人口減少など）を設定する場合には、応募者はそれに配慮する。

（助成申請方法）

第4条 助成申請にあたっては、所定の助成申請書に必要事項を記入し、委員会に提出する。

（助成候補者の選考）

第5条 委員会は、書類審査において、助成候補者からの助成申請書に基づき、各事業の意義、期待される成果、計画および予算の適正等を評価したうえでヒアリングを実施し、その有効性、実行性を確認する。

- 2 一般公募JS/ISへの助成額の総額は200万円とし、1件当たりの助成額の上限も200万円とする。助成候補者の選考においては、1件当たり200万円、100万円、50万円規模を目安とする。

(助成金の支給等)

第6条 助成金の支給等は以下のとおりとする。

- (1) 助成金は、原則として助成対象期間の開始に先立ち支給するものとする。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、所定の様式による報告書を提出するものとする。
- (3) 助成金の交付を受けた者が、助成金を目的以外のために使用したことが判明した時は、助成金の返還を求めるとともに、以後における助成資格を失うものとする。

(助成の明示等)

第7条 助成対象者は、一般公募JS/ISの実施にあたり、「公益信託土木学会学術交流基金」により助成を受けていることをプログラム等に明示するものとする。

2 助成対象者は、事業終了後、その成果報告として、別途定める様式により報告書を作成し委員会に提出するとともに、土木学会誌、国際センター通信等へ報告記事（和文、英文）を投稿するものとする。